

事務事業の概要・計画（PLAN）

事務事業名	戸籍住民基本台帳一般事務	会計名称	一般会計			担当課	市民課								
		予算科目	2	款	3	項	1	目	事業番号	650	所属長名	渡辺悦子			
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）										担当責任者名	福岡富美子			
法令根拠等	戸籍法・住民基本台帳法・伊予市印鑑条例・破産法・後見登記等に関する法律・旅券法・犯歴事務規定										実施期間	【開始】	平成	17	年度
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造											【終了】	平成		年度(予定)
	情報化社会に対応した基盤づくり														
総合計画における本事業の役割	庁内の関連業務をひも付けした総合窓口システムの運用によりワンストップサービスを実施する。														
事業の対象	伊予市に本籍または住民票のある日本人及び外国人								事業の目的	国の法定受託事務である戸籍事務、住民の居住関係の公証であるとともに、住民に関する事務の基礎となる住民基本台帳事務、印鑑登録事務、旅券事務及び犯歴事務等について、情報の正確な記録と適正な管理を行う。					
事業の内容（整備内容）	住民サービス向上のため、基幹業務更改に合わせてコンビニ交付サービス（平成29年2月）、総合窓口サービス（平成29年5月）を導入する。導入後は、各システムが正常に稼動しているか検証し、また、実際に運用するに当たり細部まで検討を重ね、総合窓口サービスの円滑な実施に努めた。								昨年度の課題に対する具体的な改善策	総合窓口システムが導入されて以降、システムの不具合が発生し、すべての住民異動のメニューの完全実施には至っていないが、検証を重ね、段階的に、メニューごとにシステムを完成させ、最終の転入のシステムを完成させ、完全実施としたい。					

事業活動の内容・成果（DO）

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	28 年度実績	29 年度予定	9月末の実績	29 年度実績
財源内訳	直接事業費	23,665	23,848	△ 884	0	0	22,174	戸籍等の発行件数	件	19140	20000	8508	17637	
	国庫支出金	178	174	0	0	0	200							
	県支出金	49	44	0	0	0	49							
	地方債		0	0	0	0	0							
	その他	18,471	10,564	0	0	0	10,125	住民票等の発行件数	件	21209	20000	9665	19239	
	一般財源	4,967	13,066	△ 884	0	0	11,800							
職員の人工（にんく）数		7.35	8.50				8.50	印鑑関係の発行件数	件	10084	10000	5266	10625	
1人当たりの人件費単価		8,086	8,017				8,017							
※ 直接事業費＋人件費		83,097	91,993				90,319							
主な実施主体		臨時職員4人を含む直接実施		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）				その他証明書の発行件数	件	2317	2500	413	616	
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	5年間の合計			
						23,848	23,848	23,848	23,848	23,848	119,240			
成果指標	指標	証明発行件数（窓口・郵送請求）				単位	⇒	区分年度	28 年度	29 年度	30 年度	目標 毎 年度		
						件		目 標	52500	52500	52500	52500		
	指標設定の考え方	本庁及び各支所（伊予・中山・佐礼谷・双海・下灘・上野・大平）の窓口、郵送、コンビニエンスストアで交付した有料・無料（公用を含む）証明書の発行件数						実 績	52750	48117				
								戸籍・住民基本台帳事務は、上記の証明発行業務の他に戸籍届出、外国人登録、旅券事務等があり、総合窓口において、市民が必要とするサービスを的確に判断し、担当者に案内するなど、ワンストップサービスの提供に努めている。						

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 （今年度の途中経過）			新庁舎移転により、総合窓口サービスを実施以降、システムの不備が発生する都度、検証をしながらシステムに修正を加え、順次、システムで取り扱う届出種類を増やしている状態である。									
事業評価	自己判定 （担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業成果・工夫した点・課題	現在は死亡、転出、転居について総合窓口システムを実施している。 総合窓口システムで取扱いできない届出は、付随する手続きに漏れがないよう、関係課と連携して職員が動き、住民に不便をかけないように注意した。		
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1	今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	4						
			事業の効果	5 4 3 2 1	市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	4						
		有効性	成果向上の可能性	5 4 3 2 1	市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			施策への貢献度	5 4 3 2 1	施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	4						
			効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1	現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。					3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D
		コスト効率		5 4 3 2 1	コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	4						
		市民（受益者）負担の適正		5 4 3 2 1	他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	5						
		一次判定 （所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1	施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D			A	事業の方向性・所属長の課題認識
	市の関与の妥当性			5 4 3 2 1	今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	4						
	事業の効果			5 4 3 2 1	市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。	3						
	有効性		成果向上の可能性	5 4 3 2 1	今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			施策への貢献度	5 4 3 2 1	施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3						
			手段の最適性	5 4 3 2 1	現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4						
	効率性		コスト効率	5 4 3 2 1	コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1	他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3						

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容
------------	------	----------------------

今後の方向性 (ACTION)

の経営者判断	事業の方向性		コメント欄
	☐	さらに重点化する。	
	☐	現状のまま継続する。	
	☐	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	



よくある疑問に答えます！

Q. マイナンバーを集めて、悪用されたりしませんか？

A. 悪用されないよう、法令で厳しく制限しています。

マイナンバーの利用範囲などは、法令で厳しく制限されています。法令で定められた利用範囲を超えてマイナンバーを収集・管理した場合、刑事罰が科せられることもあります。

マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバー法では、個人情報保護法などよりも厳しい罰則が設けられているよ。



Q. マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れる？

A. 個人情報の漏えいの連鎖を防いでいます。

個人情報はこれまでどおり各機関で分散して管理するので、万が一どこかの機関でマイナンバーを含む個人情報に漏えいしたとしても、そこから芋づる式に情報が漏れることはありません。

マイナちゃんからのアドバイス★

各行政機関の専用ネットワークでのやりとりには、マイナンバーは直接使わないよ。



Q. カードを盗まれたらICチップの情報が漏れませんか？

A. 情報が盗まれないように様々な対策をとっています。

マイナンバーカードのICチップに記録されるのは、住所氏名といったマイナンバーカードに記載されている情報などで、税金や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバーカードのICチップを使うときは、暗証番号が必要になるから、他の人には使えないよ。もし紛失したら、フリーダイヤルでマイナンバーカードの利用停止ができるよ。



Q. マイナンバーを知られたら、なりすまし被害が起きませんか？

A. 本人確認を徹底し、なりすましを防いでいます。

マイナンバーを使う手続では、必ず身分証等による身元確認を行うことが義務づけられています。マイナンバーだけで手続はできません。

マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバーカードには顔写真があるのでマイナンバーの確認と身元確認が1枚でできるよ！



Q. マイナンバーのシステムの安全対策はどうなっているの？

A. アクセスできる人を制限し、通信も暗号化しています。

マイナンバーのシステムにアクセスできる人を制限し、またシステムにアクセスする際の通信も厳重に暗号化しています。

マイナちゃんからのアドバイス★

システムに不正なアクセスがされないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しているよ！



Q. マイナンバーカードを使ったら個人情報は丸見え？

A. カードから個人情報を引き出すことはできません。

マイナンバーカードやマイナンバーを手がかりにして、マイナンバーの持ち主に関する個人情報をすべて集めるといったことはできません。

マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバーカードを作ったり、使ったりしても、カードに記録は残らないよ。



マイナンバーについてのお問い合わせ

マイナンバー
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

●一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合のお問い合わせ先

通知カード、マイナンバーカードについて
050-3818-1250

その他のお問い合わせ
050-3816-9405

●英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System

0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカードについて
Inquiries about Notification Card and My Number Card

0120-0178-27

マイナンバー(社会保障・税番号制度)ホームページ <http://www.cao.go.jp/bangouseido/>



紛失・盗難による
マイナンバーカードの
利用停止については
24時間365日
受け付けています！



平成30年3月発行

「マイナンバーってどんなときに使うの？」にお答えします！

保存版

マイナンバー まるわかりガイド

便利で暮らしやすい
社会づくりのために
生まれたマイナンバー
制度をご紹介します！

国民の
利便性の
向上

マイナンバー制度
3つの目的

行政の
効率化

公平・公正な
社会の実現

内閣府

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

あなたの人生とともに歩む「マイナンバー(個人番号)」

あなたの人生のなかで、マイナンバーの提供が必要となきって、意外とたくさんあるんです！

※マイナンバーを提供する際は、本人確認書類をご用意ください。

本人確認書類の例

- (例1)マイナンバーカード(番号確認と身元確認)
(例2)通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険証など(身元確認)
※顔写真のない身元確認書類の場合は、2種類以上必要です。

預貯金口座の開設に
銀行や郵便局へ

アルバイト、パート
就職のときに
職場へ

児童手当や出産育児
一時金の申請で
市区町村や健康保険
組合へ

税金の申告で
税務署や
市区町村へ

国外送金、
国外から受金する時に
銀行や郵便局へ

資産運用の手続で
銀行や証券会社へ

生命・損害保険、
共済の受取時に
保険会社や
組合へ

年金給付の手続に
日本年金機構へ

福祉や介護の
手続で
市区町村へ

相続税の
申告などで
税務署へ

出生

進学

就職

結婚

出産

育児

マイホーム

定年退職/再就職

年金受取開始

介護

死亡・相続



情報連携でますます便利に！

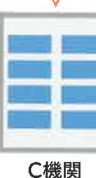
行政機関同士が専用のネットワークシステム上でマイナンバーに紐づく情報をやりとりするので、各種手続の際に添付書類の準備や提出が省略できるようになります。忙しいあなたもこれで安心！

これまでの、書類をもらいにあちこちへ……

〇〇の申請には
B機関で発行する
△△の書類が必要です。

△△の発行にはC機関で
□□の証明書を
もらってきてください。

〇〇の申請はA機関で
行なっていますので、
A機関へ行って下さい。



マイナンバー制度で 添付書類の省略が実現！



添付書類の
提出が
不要に♪

事務によっては、引き続き提出をお願いする添付書類がある場合があります。個別の事務手続の際には各行政機関の案内を必ずご確認ください。

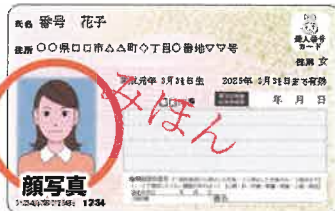


これ1枚でOK! マイナンバーカード

(個人番号カード)

公的な身分証明書に！

カードおもて面



顔写真で本人であることを確認！

申請は郵送
またはスマホ・
パソコンで！



マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の行政手続に！
ICチップの電子証明書はさまざまなサービスに
利用可能！

カードうら面



ICチップは民間でも利用可能！

使えるんだね！
便利！



マイナンバーカード1枚でこれだけできる！

- ・マイナンバーの提示と身元確認がこれ1枚でOK！
- ・e-Tax(国税電子申告・納税システム)などの電子申請も可能！
- ・コンビニで住民票の写しなどの証明書が取得できる市区町村も！



スマートフォンやパソコンからオンラインで行政手続ができる!「マイナポータル」

「マイナポータル」は、政府が運営するオンラインサービスです。
ご自宅のパソコンなどから、オンラインで行政手続を行ったり、
行政機関からのお知らせを受け取ったりすることができます。

URL <https://myna.go.jp/>



マイナポータルではこんなことができます！

自宅のパソコンや
スマートフォンから
個人情報が確認できる！

行政機関が持つて
いるあなたの情報を
チェック
できるよ。



見たいときに
見られるね！

認可保育所の入所申請や、
児童手当の申請などが
オンラインでできる！

市区町村によって
サービスの内容が
異なるから
確認してね。



行政機関同士があなたの
個人情報を受け渡した履歴を
確認できる！

さらに、あなたに
必要な行政機関
からのお知らせが
受け取れるよ！



【諸注意】

- ・ご利用の際には、「マイナポータルAPのインストール」と「マイナンバーカード」が必要です。
- ・パソコンでのご利用には、マイナンバーカードに対応するICカードリーダライタ、またはスマートフォンが必要です。
- ・スマートフォンでのご利用には、マイナンバーカードの読み取りに対応する機種に限りがあります。
- ・パソコン、スマートフォンなどをお持ちでない方でもご利用いただけるように全国の市区町村に専用端末を設置しています。

マイナンバーQ&A



どうしてマイナンバーは必要なの？

「国民の利便性の向上」「行政の効率化」「公平・公正な社会の実現」という目的のため、国民一人ひとりに割り当てられた固有の12桁の番号です。社会保障・税・災害対策の用途のみに使うもので、これ以外の利用は法律で禁止されています。



どんな時にマイナンバーは必要なの？

年末調整や雇用保険の手続きで勤務先へ、資産運用手続きで銀行や証券会社へ、福祉や医療の手続きで市役所へ、税金の申告で税務署や市役所へ、生命保険の受取に保険会社へ、年金の手続きで年金事務所へ……などの場面で、マイナンバーの記載が求められます。



じゃあマイナンバーカードは？

個人の任意申請により交付される、本人確認書類になる顔写真付プラスチック製カードです。個人を認証する電子証明書が格納されたICチップを搭載しています。この電子証明書を利用して、いろいろなサービスの取り組みが広がっています。



どんなサービスが受けられるの？

マイナポータルを利用できるほか、コンビニで住民票・印鑑証明書・戸籍の取得ができます。自治体ポイントの活用にも利用できます。



マイナンバーのセキュリティは大丈夫？

個人情報の分散管理やアクセス制御などにより、マイナンバーだけでは情報が漏れることはありません。また、マイナンバーカードのICチップには、マイナンバーや所得・年金情報などの個人情報は記録されていません。ご安心ください。





マイナンバーカードを申請してみよう！

郵送で

個人番号カード交付申請書に署名・押印し
顔写真を貼り付けます。

送付用封筒に入れて郵便ポストに投函します。



差出有効期間が平成29年10月4日までの封筒
でも平成31年5月31日まで使えます。

パソコンで

デジタルカメラで顔写真を撮影しパソコンに保存します。

交付申請用WEBサイト(<https://net.kojinbango-card.go.jp/>)に
アクセスし、必要事項を入力、顔写真を添付して送信します。



申請書に記載されている申請書IDを
入力してください。

スマホで

申請書のQRコードをスマートフォンで読み込みます。

申請用WEBサイトに繋がりますので、必要事
項を入力し、顔写真を添付して送信します。



QRコードを読み込めなくても、
WEBサイトで申請書IDを入力
することで申請できます。

市役所で

市民課と地域事務所の職員が、マイナンバー
カードの申請をお手伝いします。
電話で必要書類等を確認してから、申請者
本人がお越しください。

マイナンバーカードの受取

申請から1か月後に交付通知書が届きます。必要書類等を
持参して、必ず申請者本人がお越しください。
平日に来られない方は※「休日窓口」を御利用ください。
※原則毎月第4日曜日 8:30～16:30

マイナンバーカードに関するお問い合わせは

伊予市役所市民福祉部市民課

TEL: 089-982-1112